

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	市民の声の回答について2 (質問文の読解について)	4月17日に児童部保育幼稚園室から頂いた、標題の件への回答についてお尋ねします。 市は元の要望を以下のように捉えたとのことです。 ・要望は「補助又は無償化」である ・すでに認可外に補助をしている ・だから要望は無償化だと解釈した ■今回は補助に該当しません 市のいう補助とは以下が対象です。 ・0～2歳の非課税世帯 ・3歳以上 元の要望には、 >2歳までは非課税世帯以外は認可外保育園の保育料の補助が無いことが非常に不満です と書いてあるので、要望者は0～2歳の課税世帯であり、補助に該当しないことがわかります。 ですから「すでに補助をしている」は見当違いです。 また、 >東京都では認可と認可外の差額分の補助がありました と差額があることを問題としており、無償化だけを要望しているわけではないことがわかります。差額があるかどうかは市は当然把握している筈です。 ■差額はいくらか 吹田市における、課税世帯の1～2歳の保育料は以下の通りです。 認可保育園：中間層は大体3～4.5万円/月 認可外保育園：大体5～9万円/月 大体2～4.5万円の差額があります。なのに市は、 >認可保育所に通う0～2歳児も、保育料を負担していることとの均衡を踏まえ と書きました。均衡していないので、意味が通じません。 【質問】 以上の説明の通り、元の要望の文章から、 ・要望者が補助に該当しないこと ・要望者の場合は差額があること ・要望者が差額の補助を求めている(無償化だけを求めているわけではない)こと は容易に読み取り可能だと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のご要望に関しまして、「2歳までは非課税世帯以外は認可外保育園の保育料の補助が無いことが非常に不満」との記載から、要望者は認可外保育施設を利用している2歳児までの児童がいる課税世帯であり、すでに実施している認可外保育施設等の利用料に対する補助の対象となっていないため、当該補助制度の対象範囲の拡大(一部補助又は無償化)を求めているとの認識のもと、回答をいたしました。 世帯の収入状況等により、認可外保育施設の利用料が認可施設の保育料を上回る場合も考えられますが、2歳児までの利用料・保育料に対しての補助は非課税世帯を除き、施設種別を問わず行っていないことから、差額の補助を含めた認可外保育施設等の利用料に対する補助制度の対象範囲の拡大は、現在、予定しておりません。 いただいた御意見を参考に、よりわかりやすい回答となるよう努めてまいります。 御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	保育幼稚園室	R8.4.20	R8.5.1

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	D09-市HP「R令和8年(2026年)9月定例会日程(案)を掲載しました」についての疑問	1) 標題について、4月9日に市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていますが、今日は4月20日です。“9月定例会日程”って何か変。9月迄、市議会は開かれないのでしょうか？。 ⇒添付画像。D09-9月定例会日程(案)を掲載。。4月9日・HPに掲出から10日余りが経過。市職員・市議会議員の方々は、市HPを閲覧されていないのでしょうか？。 もし正しければ、サイトの冒頭に説明文が必要と思います。 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※某市議会議員の方から、供覧の方法についてメールまたは書面では無く、市民相談室から「〇〇についての投稿がありました」…のような口頭による伝達の話の話を聞きました。(真偽は不明) 2) 市民相談室は、供覧先に対して供覧方法はどのようにされておられますでしょうか？。添付画像も供覧して頂いていますのでしょうか？。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市議会では、昨年8月から各定例会終了後、市民の傍聴機会の確保や請願の締切日時の周知等を目的として、2定例会先までの定例会日程(案)を市議会ホームページで公開しております。このため、次回開催を予定している令和8年(2026年)5月定例会日程(案)についても、既に公開しております。 頂いた御意見につきましては、4月20日に議長及び副議長へ報告するとともに、その内容を踏まえ、市議会ホームページの「令和8年(2026年)9月定例会日程(案)」の説明文の冒頭に、2定例会先までの定例会日程(案)を公開している旨を追記いたしました。 今後とも、市民の皆様にとって分かりやすく、親しみやすい情報発信に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 また、頂いた御意見につきましては、議会事務局にて内容及び添付画像を確認した後、書面や電子データにより、対象の市議会議員の登庁時などに提供しております。 (担当:議会事務局) 2)について 御送付いただきましたメールと添付画像を、供覧先に送付しております。 (担当:市民相談室)	議会事務局、市民相談室	R8.4.21	R8.5.1
3	D14-片山公園の小川の土留め柵の丸太杭が腐食大で危険。	1) 標題について、片山公園の人工小川の土留め柵の丸太杭数十本が長年、水に浸かり腐食大により、傾斜や抜け落ちで子供たちに危険が。 ⇒添付画像。D14-片山公園。丸太杭の腐食・傾斜・抜け落ちで危険・子供たちの遊びは、予測がつかない行動をします。ボール遊びでボールが小川の中に転がってきたら…。杭を持って上に。杭の上に乗ったら…。他。 ⇒添付画像。D14-片山公園-子どもたちに危険 2) この画像は、3年前ですが丸太杭の傾斜は既に見られます。 ・片山公園のパトロールは、要項・要領・指針などで定められているものと思います。樹木や遊具の点検は入札でされているのを見ますが、それ以外の点検はどのようにされていますのでしょうか？。 ⇒日常の異状発生時は、毎日、公園内の掃除をされている方に委任をされませんか？。⇒過去に公園みどり室に電話で申し入れましたが、断られました。 3) 片山公園の小川の土留め柵の丸太杭の改修は、今年度の予算要求をされていますか？。 4) 今後、市民などが異状発見時、公園みどり室への連絡用電話番号を各種掲示看板に記載をされませんか？。 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長ならびに危機管理室に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認されて)の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	令和8年4月27日付で公園みどり室にて供覧いたしました。片山公園のせせらぎの丸太杭につきまして、ご通報いただきありがとうございます。 現地確認し、取り急ぎ危険と思われる丸太杭は取り除きました。今年度中に杭の更新を実施する予定で進めてまいります。 公園施設の調査点検につきましては、遊具と樹木の一部につきましては、定期的に専門業者に委託して行っておりますが、その他の公園施設は、職員による巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。警察や庁内関係機関からの情報提供もございますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。 なお、異常発見時の連絡先は、ホームページでご案内させていただいている連絡先にお電話いただきますと、時間外も警備員が応対し緊急時に備えておりますので、ご連絡いただきましたら、状況に応じて対応させていただきます。引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりますようお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.4.27	R8.5.1

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	焚き火	誰がどこでするのかわからないのですが、家の近くで週に一回くらいの頻度で焚き火をしている人がいます。 喉が痛くなるし、洗濯物が外に干せない。 そもそも、外で火を焚くことは多くの自治体で禁止されている筈です。 見回りができないなら、張り紙、ごみ収集車や広報車で周回するなど、焚き火をしてはいけないことを周知して、している人には罰則を作ってください。	野外において焼却行為が行われていることが特定でき、臭いがする、煙がひどい等の相談が周辺住民等からあれば、事業課職員が現地にて野外焼却を現認し、野外焼却行為をしている方に直接指導しております。野外焼却禁止の例外となる焼却行為等もありますが、煙や臭い等で迷惑になっている方がおられる場合はその旨を伝え、焼却行為を中止していただくよう指導いたします。 また、吹田市のホームページに野焼きの禁止について、掲載しておりますが、効果的な周知方法については、今後検討してまいります。 なお、開庁時間外は対応ができないため火災や延焼の恐れがある等の場合は消防や警察にご相談していただきますようお願いいたします。	事業課	R8.4.27	R8.5.4
5	D01-2。市HP「現行の行政組織図・組織改正」のサイトの内容が分かりにくいです。	標題について、行政経営部企画財政室は4月1日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されておらず、4月6日に投稿。4月17日に回答を頂いておりますが、分かりにくさが改善されていません。 1)組織改正は、一般的には市民サービスの向上を図るために行われる事が多い事から(今回は「おくやみコーナー」の6月からの運用開始)、市HP(Top頁)の新着情報に掲載により、市民に周知をされるべきと思います。 ⇒添付画像。D01-2。吹田市。HP現行の行政組織図・組織改正のサイト。4月8日 ⇒添付画像。D01-2。池田市-組織改正。新着 ⇒添付画像。D01-2。箕面市-機構改革。Top頁 2)4月6日の投稿内容の概略(①市民目線での改正される目的・内容の説明文がありません。②各改正部署の文頭に【〇〇部】の追記をされたら…。③「市民室を市民室へ」は間違っていないでしょうか?) ⇒4月8日にサイトの更新をされていますが、内容は③の修正「市民課を市民室へ」のみで、回答は、「改正の目的・内容につきましては、掲載内容のとおりです。部局名の記載も含め、市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう、今後も努めてまいります。」 ⇒添付画像。D01-2。吹田市報4月号。組織改正の頁。⇒この内容を記載されれば良かった。 ※市議会の正議長ならびに副議長そして、前回投稿時の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ・今回は、市議会委員会の財政総務・文教市民・建設環境の3委員会に関わる事からの要望です。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認されて)の記載をお願いいたします。 ・4/17の回答で「供覧日につきましては、別途市民相談室より回答させていただきます。」⇒4/21現在、回答が頂けておりません。 【追伸(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-49社(10万円～1千万円～非公表)。 ※写真については、公表しておりません。	(1)当該ページについては、現在の行政組織図及び改正点を端的に示すため簡潔な表現としております。おくやみコーナー等新たな取組については、必要に応じて担当室課で周知方法を検討することとしています。 (2)令和8年4月6日にいただいた御意見①②について、分かりやすい情報発信となるよう改めて検討を行いました。ページ全体を簡潔な表現で統一するため、現状のままとさせていただいておりますので御理解をお願いします。 また、前回のお問い合わせに係る供覧日が未回答であったこと、申し訳ございません。前回分につきましては、令和8年4月7日に供覧を行っております。今回お問い合わせいただいた分につきましては、令和8年4月23日に供覧を行っております。	企画財政室	R8.4.22	R8.5.7

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	D11-糸田川堤防の道路に「行き止まり、制限速度の表示」が必要。	1)糸田川堤防の道路(幅員3m。延長約200m)が“行き止まり”の標識が無い事により、誤って進入しUターンする車をよく見かけます。速やかに標識の設置が必要。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。車止め、Uターンする車。入口に標識なし ・車止めの向こうの道路の制限速度は、20km/h。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。上:Uターンする車。下:すれ違った車がすぐに戻って来た ・JR西研修センター内に“尼崎福知山線脱線事故の研修施設”が完成の報道があり、今後は誤って進入・Uターンされる車が予想されます。 2)当該道路(通勤・通学路)では、バイクの通行をよく見かけますが制限速度表示が無く、時速30km/h超過のバイクの走行(含む警察官も)があり、速やかに標識の設置と路面表示が必要。因みに、車止めの向こうの道路の制限速度は、20km/hです。 ・過去にはバイクのサイドミラーが通行人のバッグを引っ掛けた事故も有りました。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。制限速度標識・表示なし。 3)警察官のバイクの通行をよく見かけます。⇒気づいてほしいです。 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご要望いただいた道路区間については、糸田川の堤防道路であり茨木土木事務所の管轄であるため、茨木土木事務所に1)、2)の要望が届いていることを説明させていただきました。 また、交通規制については道路交通法の範疇であるため、吹田警察へお伝えさせていただきました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7
7	D12-道路の雨水枡・横断側溝に土砂が堆積、他。計6か所の情報提供。	1)市道、西の庄町4号線の吹田街道から東の3か所の雨水枡内に土砂が堆積。満杯状態(グレーチングに土砂が接触)。用を成していません。 ⇒添付画像。D12-雨水枡に土砂堆積。JR貨物線横、3か所 ※市職員がJR以南から市役所に戻る車のルートです。この状態になるまでに気づいて欲しい 2)中央図書館前バス停横の交差点内の横断側溝に草。 ⇒添付画像。D12-横断側溝に草 ※保健所・総合福祉会館・図書館の職員方の通勤ルートです。気づいて欲しい。 3)雨水枡に土砂。トヨタ新大阪前。泉町3-19-15 ⇒添付画像。D12-雨水枡に土砂堆積。トヨタ新大阪の前 4)豊津駅前雨水枡のグレーチングが目詰まり。 ⇒添付画像。D12-雨水枡、目詰まり、豊津駅前 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)、4)ご指摘いただきありがとうございます。担当部署より雨水枡の清掃をさせていただきます。 2)、3)当該雨水枡を確認したところ、府道及び国道沿いの雨水枡であったため、茨木土木事務所に清掃の依頼をしました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7
8	D13-市道-片山町31号線の歩車道境界の両端に碎石が多数。清掃されたし。	標題について、大和大学北東交差点から大和大学の正門の向かい側の歩道とL型側溝部分、約200mに採石が多数。採石が雨水枡内に流れ込んでいます。 ⇒添付画像。D13-市道-片山町31号線・東側の歩車道境界の両端に碎石が多数 ・原因がわかれば、教えて下さい。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘の区間について、現地確認を行ったところ、片山町〇丁目〇番にある〇〇の敷地から碎石が前面の歩道に出てきていることを確認しました。駐車場への車両進入などにより碎石が民地から道路に出てきていると思われるため、〇〇の管理会社へ清掃と対策を依頼しました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	自治会活動に、行政情報の支援をお願いします。	日々お世話になり、感謝しております。 自治会活動については、担当部署も設けられて、問い合わせたら、いつも時間を取って支援してくださり、ありがとうございます。 自治会区域について、自治会区域の会員、空き家、空地 の状態を自治会が管理するための基盤となる、 ・区域の全区画の市が把握している住居表示情報と、今後の住居が建ったときのために市が予約されている住居表示のlist ・マップナビすいた で提供されている、住居表示と同様の地図データについて、単一自治会地域での地図ファイルの提供を、自治会運営負担を軽減して、自治会を持続可能とする基盤となる政策として、位置付け、実行することをお願い出来ないでしょうか。 また、業者から、業者チラシを配付する地域を、対面で示すよう求められたので、市の自治会担当の窓口での説明を求めたところ、担当者が、私に示した文字で無く、地図で間違った区域を示したことが判明し、市が業者にお詫びの電話をされたとのこと。 このようなことが二度と起こらないよう、上記の自治会区域の ・住居表示のlist ・住居表示の地図 を、自治会担当が、自治会に入会希望者や、業者から照会があったとき、未熟な担当者でも間違いなく説明出来るよう、必要不可欠だと思います。 以上について、市長のお考えをお示し頂けたら嬉しいです。 【背景情報】 吹田市が公表されているように、自治会加入率は年々減少しています。 私の自治会では、前世紀だと、詳細な世帯名簿を作成・更新していましたが、今世紀に入り、個人情報保護の関係で、会員のみの名簿に代わり、この10年は、名簿の発行も、入退会の回覧も無くなり、向かいの世帯が自治会会員かどうかとも判然としない残念な状況になってしまっています。 最後に、特異な事例かもしれませんが、昨年度の当自治会の副会長の事例です。(市の情報公開で墨塗りレベルの項目は、公開時削除お願いします) ●班長が、自班の会員が役員可能かの状況を調べるのは、ボランティア班長として過重な負担となるのですべきで無い。 ●会費を集める必要がありますか？ ●自治会はなんの役に立つのですか。 ●必要な回覧はありますか。 ●ボランティア活動なので、会議は1時間程度を目指してください。 ●ゴミコンテナの運用は、吹田市の市民サービスだから、自治会員に限るのはおかしい。と言い、お門違いの生ゴミ裁判例を例示し、従来の自治会員に限っていたコンテナ運用を変更させた。 ○本人退会の布石かと感じた。案の定、任期終了の総会で退会した。	住居表示情報及び住居表示の地図データの提供について 自治会の運営方法や会員名簿の管理方法等は自治会によって異なり、また運営管理に関する必要な情報等についても同様に、地図を利用した自治会管理もまた一つの方法であると考えております。 今回〇〇様が必要とされている住居表示等の情報は、情報公開請求にて入手可能となっておりますので、必要な手続きを踏んでいただきますようお願いいたします。 またご存じのとおり、現在でも住居表示情報及び住居表示のある地図については、マップナビすいたで、いつでもご覧いただくことが可能となっております。 事業者等への自治会の区域情報の提供については、毎年度各自治会から御提出いただく自治会長届の内容を反映させた地図を用いて行っております。 今後は情報提供時に使用する地図へ適切に情報を反映し、提供するよう努めてまいります。	市民自治推進室	R8.4.27	R8.5.7

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	D02-2。市HP「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	標題について、今は8年度であり、疑問点が有り4月7日に投稿。4月15日に市の回答は「令和8年4月1日付で組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。現在は、削除されています。」⇒疑問点があります。 ⇒4月18日にHPを見ると、HPは削除がされていません。タイトルは、訂正がされずに、4月9日付けで更新がされています。⇒市HPの新着情報に掲出がされていません。 ⇒添付画像。D02-2。令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語。4月9日のサイト 1)削除がされずに、更新をされた内容と理由を教えてください。 ・消防本部危険物保安査察グループの回答は「令和8年4月1日付で組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。」⇒ですが、標題のサイトの更新日が4月1日付であり、組織改編に伴い新着情報に掲出は、疑念が残ります。 2)消防庁が、令和8年3月23 日に、2026 年度全国統一防火標語「火の確認 いい日を支える いい習慣」を決定・公表されており、吹田市消防本部危険物保安査察グループは、2026 年度全国統一防火標語の周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D02-2。消防庁。2026 年度全国統一防火標語。令和8年3月23 日 ・箕面市は、消防庁の2026 年度全国統一防火標語を3月30 日にHPに掲出をされておられます。 ⇒添付画像。D02-2。箕面市-2026年度全国統一防火標語。3月30日 3)市HPに掲出に際しては、上司の決裁を受けておられますのでしょうか？。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長ならびに人事室に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 [追伸]:4月15日の回答文「・・・現在は、削除されています。」⇒吹田市は今、来年度の職員募集をされており、吹田市のイメージのためにも「削除しました。」にされた方が良くと思います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着情報からは削除しておりましたが、ページは令和7年度ののまま削除ができていませんでした。 現在は、令和8年度に更新しました。 2)について 令和8年4月24日に掲載しました。 3)について 承認し掲載されております。 今後は、十分に確認し承認してまいります。	安全監理室	R8.4.20	R8.5.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	吹田市webサイトで、重複・類似ページが発生しないシステムの構築をお願いします。	いつもお世話になります。 最近、吹田市webサイトを活用させて頂いてます。 吹田市webサイトで、重複・類似ページを幾つか見うけました。 例： 千里ニュータウンのまちづくり指針 ページ番号1028683 更新日 2025年9月1日 ページ番号1010300 更新日 2025年9月1日 地区市民ホール ページ番号1006908 更新日 2026年1月23日 ページ番号1020454 更新日 2023年3月22日 重複ページは、片方をlinkにする、 類似ページは、ページ名称で区別できるようにする など、当たり前の工夫をして発生しないシステムの構築をお願いします。 各部局はお忙しくて、部局内では対応しきれないと感じております。 市長部局などの中枢部で、調整されるよう、何卒よろしくお願いいたします。	ホームページの運用において、必要に応じてページ番号が重複しないようにリンクを作成し、ページタイトルは分かりやすく作成する旨のガイドラインを策定し周知しております。 当該ページについては、ショートカットの種別変更およびページタイトルの修正を所管部署と調整しております。また、システム上でも対応できるよう、調整を進めてまいります。	広報課	R8.4.27	R8.5.11
12	D08-2.「麻疹(はしか)の感染者の増加による注意喚起が必要」	標題について、4月15日に投稿。4月17日にHPを更新されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されておりません。市民に周知をされたら…。 ⇒添付画像。D08-2。吹田市の麻しん(はしか)HP。4月17日。新着になし ・4月17日以降も毎日のように全国での感染の報道があり、4月24日のYahoo報道では、東京都新宿区内の小中学校で、はしかの集団感染があり、学年閉鎖が。24日に公表された感染者数は児童41人、教職員6人の47人。21日の公表時点では18人(児童17人+教職員1人)で、わずか数日で2倍以上に急増。厚生労働省は、今年は4月12日までに国内で299人が感染。去年1年間の感染報告者数(265人)を、この4か月ですでに超えています」…とのこと。 ⇒添付画像。D08-2。【学年閉鎖】新宿区内の小中学校で児童41人ら計47人に集団感染。 ⇒添付画像。D08-2。全国のはしか感染者数推移グラフ。4月12日現在で既に昨年の感染者を超過。 ⇒健康医療部 地域保健課は、ゴールデンウィークも間近であり、速やかに周知をされたら良いかと思えます。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	・新着情報への掲出につきましては、内容に応じて決定しているところです。 ・注意喚起を実施する時期につきましては、関係部局とも調整して決めております。発生状況を踏まえ、国からの通知に注視し、必要な情報を発信できるよう努めます。	地域保健課	R8.4.27	R8.5.11

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	A型事業所への指導について	〇〇、〇〇、〇〇 2026年4月19日 ・支援職員の〇〇さんに、過去数年間のモニタリング記録に、日付欄空欄のまま署名するよう求められた。数年前に作成された記録に日付欄空欄は嫌だったので、記入当日の日付(2026年4月19日)を黙って書いて署名した。会社にいつ気づかれるかわからない。なお、求められたのはおそらく利用者全員。 ・また、〇〇さんより、利用者全員に対し、ハラスメント防止の動画を見るよう指示があつてみんなで見た。その動画の中で、会社はハラスメント防止委員会を設置していると言っていたので、ハラスメント防止委員会の連絡先を質問した。 すると、〇〇さんが、重要事項説明書の画面を見せて、電話番号を伝えたが、会社の通常の電話番号と同一だった。おそらく、ハラスメント防止委員会独自の電話番号もメールアドレスも存在しないものと思われる。	・モニタリングの記録につきまして、利用者様の署名や署名日の記入は必須ではありませんが、頂きました御意見を踏まえ、個別支援計画の作成にあたって事業所が適切な手順で実施するよう、運営指導や集団指導にて引き続き指導を行います。 ・相談窓口となる連絡先につきましては、会社の規模等の事情により通常の連絡先と別に設けることが難しい場合があるものと考えております。	福祉指導監査室	R8.4.20	R8.5.12
14	保育所等オンライン手続きページの改善に関する要望	吹田市在住の子育て中の市民として、保育所・幼稚園入園手続きのオンライン申込ページ(https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018247/1023914.html)を利用しようとしたところ、現在の設計が市民にとって非常に使いづらい状況にあることを痛感しました。一年に1回程度しか利用しない一般市民が、子育ての多忙な中でこれらの情報をすべて正確に理解し、適切な手続きを進めることは現実的に困難です。子育て支援を目的とするはずの手続きが、かえって負担を増大させてしまう現状を改善していただきたく、論理的観点から具体的な要望を述べさせていただきます。 現在のページには、勤務証明書や診断書などのPDF書類が20以上散在しており、共働き世帯、ひとり親世帯、病児保育利用などの状況に応じてどの書類が「AND条件(すべて必要)」なのか「OR条件(いずれか必要)」なのか、また「5つのうち2つだけ」で足りるのかが一切明確ではありません。この不明瞭さが、利用者の判断を困難にしています。通常、市民はページを開いた時点で全フローを事前に認知・理解した上で選択肢を選ぶことが前提とされていますが、これは極めて非現実的です。ゲームに例えますと、チュートリアルを一切用意せず、いきなり上級レベルのプレイを強いるようなものであり、あるいは「エンディングまでに必要な全機能を事前に暗記してからゲームを始めなさい」と要求するような状況に等しいと言えます。結果として、必要な書類を見落とししたり、重複準備をしたりするミスが発生し、市民の時間と労力を無駄に消費するだけでなく、問い合わせの増加により課内負担も増大してまいります。 改善策として、利用者がフロー内で自然に必要な情報を認知できる「ウィザード形式」の導入を強くお願いいたします。具体的には、申込開始時に「家族構成(共働きか否か)」「ひとり親の有無」「病児保育の必要性」などの簡単な選択肢を設け、それに応じて自動的に該当書類のみを表示する仕組みです。例えば「共働き:はい、病児保育:いいえ」	保育所等オンライン手続きに係るホームページについて、御意見を賜り、ありがとうございます。 保育所等の手続きに係るホームページにつきましては、御指摘のとおり、一つのページ内に各種様式を多数掲載する構成となっていることから、その中で提出が必要な書類の判別が難しく、手続きにあたり保護者様には多大な御負担をおかけしており、申し訳ございません。 この課題につきましては、他にも類似の御意見をいただいております。当室といたしましても、改善が必要な課題と認識しております。 改善にあたっては、その手法やページ構成も含めて様々な検討が必要なることから、改善時期について具体的にお示しすることが困難ではございますが、皆様に御利用いただきやすいホームページとなるよう、速やかに改善を図ってまいります。	保育幼稚園室	R8.4.28	R8.5.12

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		と選択した場合、勤務証明書などの必須2～3書類のみをポップアップで提示し、「このステップではこれらをANDでご用意ください」と明示します。フォーム入力の各段階で「次に必要なOR選択:AまたはB」「ここではこのPDFをお読みください」とガイドを出し、動画やタイムライン(「2月生まれの場合、これだけ準備」)を併用することで、事前全読の必要を排除します。これにより、Amazonや電車予約アプリのように、直感的で自然な利用が可能となります。こうした設計は、フリーランス開発者の立場からもPythonとStreamlitを用いて1週間程度でプロトタイプを作成可能です。 市役所は公共サービスとして、市民が迷わずスムーズに利用できることを最優先とすべきです。レストランや交通機関の利用規約をすべての人が全文読むことはありませんが、それでも誰もが自然に活用できています。同様に、保育手続きにおいても「認知しながら進む」設計にシフトし、子育て世帯の負担を軽減してください。この改善が実現すれば、申込ミスの減少、市民満足度の向上、そして課内の業務効率化につながるものと確信しております。 ご多忙のところ恐縮ですが、改善に向けたご検討と進捗状況をメールにてご連絡いただけますようお願い申し上げます。何卒よろしくお願いいたします。				
15	D18-「ゴールデンウィーク期間中における戸籍届出」について提言	1) 標題について、今年のゴールデンウィークは5連休。市HPには、戸籍の異動・出生などの届け出は、事象の発生から14日以内に…の記載がありますが、連休の期間は市は休業であり届け出期限日が連休中の場合、悩まれるのではないのでしょうか。 ⇒茨木市のHPでは、期限が5月2日から6日までの場合は、5月7日(木曜日)が期限となります。 ⇒添付画像。D18-届出期間(出生届や戸籍の異動)、14日。上:吹田市。下:茨木市。期限が5月2日から6日までの場合は、5月7日(木)が期限 2) 今年の年末年始の連休期間は、9日間の長期になります。吹田市でも茨木市のような運用について、検討をされませんか？。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和8年(2026年)5月7日に送信いただきました標題の件について回答いたします。 届出期日が閉庁日にあたる場合の取扱いについて、ホームページ上で御案内できておりませんでした。 茨木市のように連休の都度、案内を掲載する方法ではございませんが、届出期日がある届出の各ページにて、届出期日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日が届出期日である旨を追記し、連休の場合であっても届出期日がわかるようにホームページを修正いたしました。 以上、よろしくお願いいたします。	市民室	R8.5.7	R8.5.12

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	D08-3。「麻疹(はしか)の感染者の増加による注意喚起が必要」(注意期間3週間)	標題について(部分再掲)、4月15日に投稿。4月17日にHPを更新されており、吹田市の麻しん(はしか)HPには、吹田市内で2月16日に発生した情報が掲載されていません。⇒個人的には、発生状況の履歴の掲載が必要と思います。 ⇒[市回答(4/27)]麻しんの潜伏期間は約10日間であることから、麻しんを発症した患者と接触した方が注意を要する間の3月2日までは、情報を掲載しておりました。発生状況の履歴につきましては、掲載することは検討しておりません。 1)大阪市内で医療機関から患者の届出があり、4月26日に陽性であることが確定。大阪府が4月28日にHPで注意喚起をされました。 ⇒記事に「麻しんの潜伏期間は、約10日から12日(最大21日間)で、麻しん患者と接触した場合には、接触後3週間(21日間)注意が必要です。」…が有りますが、吹田市のHPでは「潜伏期間は、約10日から12日間」の記載のみであり、「患者と接触した場合には、接触後3週間(21日間)注意が必要」の記述が必要。 ⇒添付画像。D08-3。麻疹(はしか)。吹田市HP。潜伏期間は、約10日から12日間 ⇒添付画像。D08-3。麻疹(はしか)。大阪府HP。潜伏期間は、接触後3週間(21日間)の注意情報 ⇒添付画像。D08-3。麻しん(はしか)患者の発生。千葉県。利用後3週間(21日間)の注意情報 2)冒頭のの回答文の「3月2日までは」…は2週間で有り、3週間後の日にちの設定が必要。 ※今回は、発生から新たな感染者がおられなかった事により良かったですが、健康医療部 地域保健課は今後、吹田市内での感染者が発生した場合は、大阪府、千葉県の注意期間に準じての発表・周知が必要と思います。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 当該ページにおいて、潜伏期間を修正しました。 2)について 今後、麻しん注意喚起のページは、3週間後まで掲載いたします。	地域保健課	R8.4.30	R8.5.13

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	D21-市HP「業者登録」について提言	1) 標題について、4月24日と5月1日に、新着情報に掲出をされていますが、このタイトルでは、新規の登録申請なのか、継続・更新なのか、廃止なのか、登録業者名の現状報告なのか、業者登録の手続きの方法の説明なのかが分かりません。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」新着更新情報に4月24日と5月1日に掲出 2) 吹田市との関わりのある業者は多方面にわたります。また一般競争入札や随意契約の業者の方もおられることから、タイトルに掲出目的に則した具体的な内容を付記されないと、全業者の方々がサイトを開いてからしか、対象の有無が分かりません。またサイトの末尾に市内・市外事業者の区分の記載あり。 3) 4月24日と5月1日に更新、新着更新情報に掲出をされていますが、サイトの冒頭には、更新の内容の記載が無いことにより業者の方々は、サイト内の全ての確認が必要になります。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」のサイト 4) サイトの内容に、申請受付期間: 令和8年4月1日(水曜)～令和8年4月15日(水曜)の項目の記載がありますが、4月1日の新着更新情報には掲出がされていません。⇒業者の方々に周知が来ているように思えません。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」申請受付期間: 4月1日(水)～4月15日(水) ⇒添付画像。D21-新着更新情報、4月1日に掲出無し 5) 吹田市内の入札業者との会話で過去に「吹田市の入札は、ほんまに分かり難い」の発言が有りました。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	新着情報の掲出方法などに係る御意見について、ホームページ作成システムを所管する広報課と共有し、室内でも対応を検討の上、今後より分かりやすいホームページ作成に努めてまいります。	契約検査室	R8.5.7	R8.5.13
18	市民の声の受付方法	市長さん いつもお世話になります。 吹田市の市民の声の受付方法に付いて質問します。 大阪府は、同様の声を電話でも受け付けてくれます。 吹田市は、 市政に対するご意見・ご要望(市民の声) ページ番号1018941 では、以下のように記載しているのに、いざ電話をすると、電話では受け付けられない、と言われ続けています。 文章を一人で書くと、独りよがりな表現となるので、大阪府だと府職員が寄り添って、質問内容を書き留め整理して、私にメールで送り、校正して受け付けてくれたりします。 吹田市職員には、そのような、市民に寄り添ったサービスは望めないのなら、非常に残念です。 市長から、ご回答よろしくお願いします。	吹田市では、市民のみなさまから受け付けたご意見・ご要望のうち、書面(電子メール及びファクシミリ装置を用いて送信されたものを含みます。)で受け付けたご意見・ご要望については「市民の声」として取扱いをしております。 なお、お電話で受け付けたものについては、担当室課へ内容をお伝えして対応を依頼しております。 ホームページでの説明が不足しておりましたので、修正いたしました。 よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.4.30	R8.5.14

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	D15-市HP「北千里出張所移転に伴う、固定電話不通のお知らせ」に提言。	標題について、4月30日に市HPの新着情報に掲載をされましたが、どこに出張所ですか？。 1)サイトを開くと、北消防署北千里出張所の記載があり、標題のタイトルの前に“北消防署”を記載されれば、分かり易い。間違ってクリックされた方は「これ何！」。 ⇒添付画像。D15-北千里出張所移転。北消防署 2)閲覧者目線では、冒頭の「令和8年5月1日 9時～」って、いつまで？…と疑問を感じられる方も。 ⇒欲を言えば、サイトの下部に記載の「固定電話不通時間」を冒頭に記載されれば、分かり易いです。または、サブタイトルに記載されている事から、無い方が違和感が有りません。⇒サブタイトルを新着情報のタイトルにされれば良かったのでは？。 ※写真については、公表しておりません。	本日は市ホームページに記載の、「北千里出張所移転に伴う、固定電話不通のお知らせ」に対してのご指摘をいただきありがとうございます。 本日、北消防署北千里出張所の移転に伴いまして、電話回線の不通時間が発生するため、急遽HPに掲載させていただきました。 ご指摘の通り、タイトルの「北千里出張所」では、一見消防とはわからず、不親切であったと反省しております。 また、時間の掲載に関しましても、タイトルもしくは、冒頭に記載していた方がよりわかりやすく皆様のご心配を軽減できたと感じております。 ご指摘箇所は修正させていただきました。 本日は貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。 なお、本日の北消防署北千里出張所の移転作業は無事終了し、固定電話も復旧していることをお伝えいたします。	企画総務室	R8.5.1	R8.5.15
20	D19-「大阪府市民後見人養成講座」に吹田市も参加されませんか？	1)標題について、大阪府社会福祉協議会が主催。参加の自治体は、北摂では「池田市・豊中市・高槻市・茨木市」が参加され市HPで周知されています。 ⇒添付画像。D19-池田市HP。大阪府市民後見人養成講座。4月1日 2)吹田市に於いても、高齢化そして独居世帯の増加が予測される事から、参加？について、まだ間に合うのであれば参加？されて、市民に周知をされませんか？ 3)政府は4月3日、26年ぶりに認知症の人を支える成年後見制度を見直す民法の改正案を閣議決定。本人の判断能力に応じて権限に差を設けた3類型のうち、「後見」と「保佐」を廃止し、「補助」に一本化する。認知症の人らが特定の事項について代理してもらえるように、「オーダーメイド型」に改める。…の記事。 ⇒添付画像。D19-Yahoo-福祉新聞。成年後見制度「補助」に一本化 民法改正案を閣議決定 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	お問合せいただきありがとうございます。 項目(1)(2)について、現在、本市においても大阪府が実施する市民後見人養成講座の参加について、検討を進めているところです。 項目(3)については、今後の国の動向を注視し、必要な対応を講じる予定です。 なお、いただきましたお問合せは議会事務局にも供覧いたしました。よろしくお願いいたします。	福祉総務室	R8.5.7	R8.5.15

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	D11-2。糸田川堤防の道路に「行き止まり、制限速度の表示」が必要。	標題について、4月24日に投稿。5月7日に回答を頂きましたが、行き止まりについての回答が「ご要望いただいた道路区間については、糸田川の堤防道路であり茨木土木事務所の管轄であるため、茨木土木事務所に要望が届いていることを説明させていただきました。」 1)【私見】:糸田川堤防の道路(幅員3m。延長約200m)は、通勤・通学路・日常生活道路であり。道路幅員が3mほどで対向・離合不可であるため車止めは必要ですが、車止めを設置された個所は、堤防と市道(出口町1号線)の接合点から上流側の約50mの市道敷で有り、私の投稿の提言を受けてからではなく、車止めを設置される前に茨木土木事務所と事前協議が必要だったと思います。 ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防。車止め、Uターンする車。入口に標識なし ⇒添付画像。D11-2。車止め設置前(12/26)後(2/6) ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防。市道路室の路線図(出口町1号線)。車止め設置個所。 ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防市道部分。車止め設置個所。グーグルMap ⇒添付画像。D11-2。行き止まり標識の例。行政と警察の連名表記 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘の道路区間について、車止めが設置されている部分への車で の通り抜けが不可能であることから、当該路線内にある電柱へ「この先車での通り抜けできません」と書かれた巻看板を設置しました。堤防道路、府道部分については前回回答したとおり茨木土木事務所の管轄となりますので、茨木土木事務所の判断により対応の可否含めて検討されます。	道路室	R8.5.11	R8.5.15
22	ゴキブリが湧いている	山田第3幼稚園からスギ薬局の間の道路、歩道にゴキブリが大量発生しています。どこかの下水から湧いているのではないのでしょうか？	平素は、本市下水道行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 ホームページからゴキブリ対策についてご連絡いただきました。 下水道部では、公共下水道の維持管理を吹田下水道メンテナンス(電話:06-6381-1959)に委託しています。 ゴキブリに関する要望があった場合は、委託業者がマンホール内を調査し、マンホール蓋の穴にテープを貼る等の対応をしています。多数のゴキブリを確認したマンホールは、状況に応じて薬剤設置を実施しています。 今回の御要望についても、同様に対応いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。	管路保全室	R8.5.14	R8.5.15

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	D16-市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、市民は消費生活って色々な場面(食料・他日常生活用品購入、ネット通販、メルカリなどのオークション、サービス)があり、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。 1)市民相談室は、タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思っで多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 ・サイトを開くと、「消費者月間」にあわせて、特殊詐欺・悪質商法の被害防止のためのパネルやポスター提示を行います。 ⇒添付画像。D16-「消費生活展」の新着情報。比較⇒平和祈念資料館 春の企画展「不発弾の発見～今も残る戦争の痕跡～」パネル展…は、分かり易い ⇒添付画像。D16-「消費生活展」のサイト。吹田市 ⇒[仮(案)]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月23日(土)～5月29日(金)」千里ニュータウンプラザ 2)吹田市の特殊詐欺による、被害件数、被害金額、被害内容の推移グラフ・データは掲示・リーフレットの配布はされますのでしょうか。⇒来場者への情報提供で、被害者の減少に期待したいです。 ・吹田市の特殊詐欺の昨年2025年の件数は154件、2024年131件よりも増加。2024年の件数131件で、2023年130件よりも増加。昨年3月末は40件、今年3月末の件数は63件…と約1.5倍の増加の状況から、具体的なタイトルで被害の減少に取り組む吹田市の姿勢が必要。 ⇒添付画像。D16-大阪府警察の特殊詐欺被害の分析サイト(令和7年) 3)吹田市は、4月1日付けで組織改正が行われ、市民総務室が市民相談室に改正されました。⇒欲をいえば、特殊詐欺の被害が増加の現状から、「市民相談コーナー」の併催されれば良かった。 4)市HPへの掲出を5月1日にされましたが、5月1日の新着情報が32件あり、市民の目に触れにくい。「消費生活展」は、5月23日からであり、掲出時期を2週間ほど前にされたら良かった(私見)。 追伸-1):上記の(1)(2)については、昨年5月にも、C17で投稿。市回答「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)～5月30日(金)」千里ニュータウンプラザとし、再掲いたしました。 ⇒今回、HPを作成される時には、昨年のフォーマットを参考にされるものと思いますが、結果として昨年と全く同じ内容。⇒昨年の回答文「改善・再掲」に疑問。 ⇒添付画像。D16-「消費生活展」。昨年のC17-市民の声。投稿と市回答 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	(1)標題について 標題につきましては、『消費生活展「特殊詐欺・悪質商法の被害防止」などの展示』に修正いたしました。 御指摘の中にございましたとおり、消費生活は、金融取引、多重債務、情報通信、食生活、環境エネルギー、衣生活、特殊詐欺防止等、終活と多岐にわたっており、消費者月間にあわせてパネル展示や関連冊子などを展示配布しています。市民の皆様に興味を持っていただけるように努めてまいります。 (2)吹田市の特殊詐欺による、被害件数、被害金額、被害内容の推移グラフ・データは掲示・リーフレットの配布について 消費生活展でも特殊詐欺等被害防止に係るポスター及びリーフレットの展示配布を行います。吹田市の被害は減少傾向に転じないため、消費生活展だけでなく、セミナー、出前講座で情報提供と対策を啓発してまいります。 (3)特殊詐欺の被害が増加の現状から、「市民相談コーナー」の併催市民相談は、市民相談室及び消費生活センターにおいて毎日行っております。主催セミナー終了後には、特殊詐欺被害防止の広報を行い、皆様からのご相談も承っております。市民の皆様が安心して相談いただけるよう、周知に努めてまいります。 (4)市ホームページへ掲出時期を2週間ほど前にされたら良かった。 市ホームページへは、市報すいたの掲載、公共施設でのちらし配架、SNS発信を活用し、誘導しています。市ホームページ掲載時期は、これらの発信等の時期に合わせて決めております。引き続き効果的な広報となるように努めてまいります。 追伸-1):結果として昨年と全く同じ内容。⇒昨年の回答文「改善・再掲」に疑問。 昨年御指摘いただきました掲載内容を参考にさせていただきました。特殊詐欺被害については、御指摘のとおり減少傾向に転じておりません。継続的に吹田市の課題と認識し解決に努めます。 今後とも市政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民相談室	R8.5.7	R8.5.18

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	D17-市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。	1) 標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、「消費者月間」についての説明文が全く有りません。また消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」についての説明文が全く有りません。⇒市民相談室は、速やかに周知啓発が必要と思います。 ⇒添付画像。D17-「消費者月間」のサイト。上:吹田市。下:他市 2) 詐欺サイトへの誘導の迷惑メールが毎日、数多く届きます。また5月3日のYahoo報道では、「“解約できないサブスク”に怒り、ナビダイヤルしかなく「つながらない」…」が掲載されました。⇒良い解決策があれば、市民へ紹介願います。 ⇒添付画像。D17-Yahoo「入会は簡単、解約は困難」という構造 3) 消費者庁の令和8年度の消費者月間は、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行ってることから、掲出時期は他市のように事業者の準備を考慮すると、4月が適切と思います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	(1) 消費者月間の説明 ご意見を参考に、市のホームページの消費者月間に説明文を追加し、消費者庁のホームページを外部リンクで追加しました。 (2) 消費者被害に遭わないための対策 サブスクリプションの解約相談を含め、ネットショッピング等でオペレーターと繋がらない相談は、消費生活センターに日々多数ご相談をいただいております。市ホームページ及び市報すいた令和8年1月号の消費生活センター便りには、「カスタマーセンターのオペレーターと話すには」を掲載しています。 今後も「最新の注意情報」をSNSも活用しながら、積極的に発信してまいります。 (3) ホームページ掲載時期 消費者月間には、広報啓発の一環でセミナー開催も行っております。セミナー参加募集開始時期、市報すいた掲載時期、SNS発信時期と調整しながら掲載時期を決めております。今後とも効果的な広報活動になるよう、努めてまいります。	市民相談室	R8.5.7	R8.5.18
25	D02-3。市HP「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	標題について、4月1日に市HPに掲出されましたが、今は8年度であり、疑問点があり4月7日および4月18日に投稿。⇒5月8日に市の回答「令和8年4月24日に掲載しました」。 1) しかし、令和8年4月24日の市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていないことから、市民には周知がされているとは思えません。⇒市民の中には、4月1日に掲出された「令和7年度 全国統一防火標語(後略)」は、その後、「令和8年度 全国統一防火標語(後略)」は、いつ市HPに掲出されるのか?。…と思っておられるかも… ⇒添付画像。D02-3。令和8年度 全国統一防火標語。左:4月24日のサイト。右:新着情報になし 2) 吹田市消防本部HPのTop頁のトピックスおよび新着情報にも掲載がされていません。⇒市民に防火意識を高めて頂くためにも、市HPの新着情報ならびに、消防本部HPのTop頁へ掲出が必要と思います。 ⇒添付画像。D02-3。消防本部HPのトピックスおよび新着情報になし ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) について 新着情報に掲載しました。 2) について トピックスおよび新着情報に掲載しました。	安全監理室	R8.5.12	R8.5.18

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	D20-市HP「パスポートのオンライン申請停止のお知らせ」について提言	1) 標題について、4月22日に、市HPの新着情報に掲載をされていますが、タイトルの申請停止の後に“日”を付記して“申請停止日”にされた方が市民には、誤解が生じないと思います。 ・現状では、オンライン申請がトラブルによるシステムの停止と誤解をされる可能性が有ります。⇒メンテナンスによる停止である事から、画像の下記の例「コンビニ交付のサービス停止日」のイメージです。 ⇒添付画像。D20-パスポートのオンライン申請停止とコンビニ交付のサービス停止日 2) サイト内に「5月2日(土)及び5月16日(土)に受取りをされる方で電子申請された方は、旅券の受取の際に窓口でQRコードの提示が必要となりますので、上記停止日時よりも前にマイナポータルから受付票を印刷もしくは保存を…」の説明文の記載があり、⇒タイトルに留意事項を付記されると分かり易いです。 ⇒添付画像。D20-パスポートのオンライン申請停止に伴う留意事項 ※写真については、公表しておりません。	この度は、貴重なご意見を受けたまわりありがとうございます。 今後もより良い表現にしていきたいと思います。 貴重なご意見をいただき、重ねてお礼申し上げます。	市民室	R8.5.7	R8.5.19
27	D22-市HP「RSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種」について提言	1) 標題について、健康医療部地域保健課は、3月25日および5月1日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒北摂の他の市・町では、新着情報に掲載で、周知がされており、吹田市も新着情報での周知が必要だと思います。 ⇒添付画像。D22-吹田市-RSウイルス母子免疫ワクチンHP。3月25日、5月1日 ⇒添付画像。D22-新着更新情報。3月25日になし 2) サイトの【おしらせ】「令和8年3月31日以前に妊娠の届出をした人で接種を希望する場合は、以下より電子申請をしてください。」の記述が有ります。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1) RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のホームページ上の新着情報については、令和8年2月16日(月)に新着情報としてホームページに掲載を開始いたしました。 併せて、定期接種協力医療機関には2月より啓発ポスターを配付し、接種勧奨の依頼を行い、市報すいた3月号にワクチン定期接種開始の情報を掲載しました。 また、個別案内として、3月1日に吹田市公式LINEセグメントにて接種開始の案内について配信を行いました。 今後は、更新内容を踏まえ、必要に応じて新着情報への掲載を検討してまいります。 (2) 令和8年4月1日以降に妊娠届出をされた方については、母子健康手帳と併せてRSウイルス母子免疫ワクチン予診票を配付しております。それ以前に届出をされた方を対象に電子申請を御案内しているものです。	地域保健課	R8.5.7	R8.5.20
28	番号の呼び出しについて	いつもありがとうございます。 先日市役所でふと気になったのですが、番号カードを取って待っていて案内板に番号が表示される際、「受付番号〇番のお客様」とアナウンスが入ります。 とても細かいことなのですが、市役所に来所するのはお客ではないので「受付番号〇番の方(かた)」で良いのではないのでしょうか？ 主人も同じように違和感を感じたので、是非ご検討いただけたらと思います。 今後ともよろしくお願いします。	市民室より この度は、貴重なご指摘をいただきありがとうございます。 ご指摘の内容を検討させていただいた結果、ご指摘のとおりアナウンスの内容を変更することといたしました。 貴重なご意見をいただき、重ねてお礼申し上げます。 (担当:市民室) 国民健康保険課より 受付番号の呼び出しアナウンスでの「受付番号〇番のお客様」を「受付番号〇番の方」に変更した方が良いのではないかとのご提案をいただき、国民健康保険課内部で協議した結果、市役所窓口での呼び出しアナウンスは「受付番号〇番の方」の方が適切であるという結論となりました。窓口呼び出しアナウンスの設定変更を実施いたします。 (担当:国民健康保険課)	市民室、国民健康保険課	R8.5.7	R8.5.21

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	紫金山公園内でのバーベキュー	紫金山公園内のトイレ前の広場で日曜日、祭日にバーベキューをしている風景を再々見かける。本日、2026.5.3の12時頃公園に行きますとテント2張りでバーベキューをされていた。 以前も祭日に市役所に連絡しましたが、見廻りをしますと言っておられたが、なくなる。バーベキューの実施が無くなる対策をしてほしい。 山火事が怖いですよ。	公園は幼児から高齢者までの幅広い年代の方が体を動かしたり、遊んだり、休養したり様々な利用をする場所です。バーベキューは公園の禁止行為であり、ご指摘いただいているとおり山火事や臭いの問題が大きいものと考えています。 市として、取り締まりには苦慮している状況であり、休日夜間のパトロールなどの予算要求もしておりますが、厳しい状況となっており、現時点では利用者の皆さんのマナーに頼らざるを得ない状況となっております。現地の広場に注意看板を設置するなどできる限りの注意喚起を実施して参ります。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.5.7	R8.5.21
30	東佐井寺公園のネットの件	いつもお世話になっております。 東佐井寺公園のネットにボールを蹴り込む子供が多くて困っています。 以前ボールが道路に飛び出して通行人や車や周辺住宅に当たるのでネットを設置して頂きました。ありがとうございます。 ですが、ネットに何も書いていないので、子供達がゴールが出来たと勘違いしていて、とにかくボール蹴り込みます。 頻繁にネットにボールが当たり、泥が飛び、通行人や通行車に掛かります。特にネットの横、上を超えてボールが飛び出して周辺住宅、通行人、通行車、住宅の車に当たります。 他の行政区の公園で、ネットにボール蹴り込み禁止の横断幕を設置してあるのを見ました。その周辺住民さんも困っていたのですね。吹田市でも設定を検討して頂けないでしょうか？ いつも監視してられる訳ではなく、公園からボールの跳ねる音がすると、いつボールが飛んでくるかハラハラして生活しております。 何卒ご検討をお願い致します。	今回の〇〇様からのご提案について、以前に市内の公園等で検討したことはございますが、園内の様子が見えづらくなることや横断幕本体の傷みやすさ、文字などを的に見立てて、ボールを蹴り込むなど状況の悪化も懸念され、実現には至りませんでした。 まずは、状況の改善に向けネット前に看板を設置し、注意喚起を実施して参ります。引き続き、ご提案いただいた方法をはじめとして、他市事例も参考に様々な方法を検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.5.7	R8.5.21

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	市民の声の回答について3 (質問文の読解について)	市の5月1日の回答によると、市は最初から要望者が以下であると認識していたとのことです。 ・認可外保育園に通う2歳児までの児童がいる課税世帯 ・補助の対象外 ・補助が無償化を求めている しかし、私が4月20日に質問した、 ・差額があること ・差額の補助を求めていること を認識していたかどうかには答えていません。 回答しやすいように箇条書きで質問したにもかかわらず回答がないことは、これもまた市職員の国語力に疑いを持たせる対応です。 【質問1】 質問に回答しなかった理由をお答えください。 補助の対象外であれば差額があることはわかる筈なので、わかっていたとして以下の話を進めます。 ―― 要望者には補助がないこと、差額の補助を求めていることを市が認識していたとすると、過去の回答と矛盾します。 ●「市民の声」2025年度2月分の8 要望 : 認可外保育園に認可との差額の補助が欲しい 市の回答: 認可保育所も有料なので、無償化はしない 市は差額があることを知りながらそれに触れず、「認可も有料だ」と関係ない話をしています。また補助を無視して無償化の話しかしていません。	質問に回答しなかった理由をお答えください。 ➡「要望者が差額の補助を求めていること」につきましては、当該要望は「差額の補助」に限定したのではなく、差額の補助を含む「認可外保育施設の利用費の一部補助又は無償化」の要望をいただいたと認識している旨を回答させていただきました。 「要望者の場合は差額があること」が読み取り可能かどうかにつきましては、「昨年度まで住んでいた東京都では認可と認可外の差額分の補助がありました」との記載から、当該要望者の負担している認可外保育施設の利用料が認可保育所の保育料を上回っていることが推察されますが、直接的な回答ができていなかったことをお詫び申し上げます。 ・なぜ中学生レベルの国語力がない人物が市役所の業務に就いているのか ・なぜ市役所全体で中学国語レベルでおかしい文章がチェック体制を抜けて正式な回答として送出されるのか ・過去の業務も正当に行われていないことになるが、それらを再チェックするべきではないか ・今後、この問題をどう解決するのか ➡ 過去の回答すべてを見直す予定はございませんが、市民の声でいただいたご意見・ご要望の趣旨を十分に理解したうえでの回答となるよう、市民の方にとってわかりやすい表現となっているかという視点も含めたチェック体制の強化に努めてまいります。	保育幼稚園室	R8.5.7	R8.5.21

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		●4月17日の回答 市の回答:補助はすでに行っているのに、要望は無償化だと解釈した要望者には補助がないことを認識しているのに「補助はすでに行っている」と述べたこととなります。完全に矛盾しています。 市は4月17日に「質問に正しく答えなかったのは意図的ではない」と答えています。 とすると、この矛盾した回答は無自覚に行ったものとなり、当初に指摘した通り、中学生レベルの国語力もないこととなります。 最初に書いた通り、これは市役所の他の部署にも多々見られるものであり、個人の資質だけの問題ではありません。これは業務に致命的な支障をきたします。 【質問2】 ・なぜ中学生レベルの国語力がない人物が市役所の業務に就いているのか ・なぜ市役所全体で中学国語レベルでおかしい文章がチェック体制を抜けて正式な回答として送出されるのか ・過去の業務も正當に行われていないことになるが、それらを再チェックするべきではないか ・今後、この問題をどう解決するのか				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	D09-2。市HP「令和8年(2026年)9月定例会日程(案)を掲載しました」についての疑問	【4/20-投稿(再掲)】: 標題について、4月9日に市HP(Top頁)の“新着情報”に掲載されていますが、今日は4月20日です。“9月定例会日程”って何か変。9月迄、市議会が開かれないのでしょうか？。 ・HPに掲載から10日余りが経過。市職員・市議会議員の方々は、市HPを閲覧されていないのでしょうか？。もし正しければ、サイトの冒頭に説明文が必要と思います。 【5/1-市回答(部分)】: 市民の傍聴機会の確保や請願の締切日時の周知等を目的として、2定例会先までの定例会日程(案)を市議会ホームページで公開しております。このため、次回開催を予定している令和8年(2026年)5月定例会日程(案)についても、既に公開しております。 1) 標題について、私の前回の投稿の趣旨は、市議会のHPでの公開ではなく、不特定多数の方が見られる市HP(Top頁)の“新着更新情報”に、4月なのに“9月定例会日程”を掲載された事によるものです。 ・市議会に関心のある方は、市議会のHPを見られます。しかし⇒市HP(Top頁)の“新着情報”を見ておられる方は、“9月定例会日程”のタイトルが、4月に何故掲載がされたのか・・・疑問をもたれる市民がおられるかもしれません。 2) 市回答文に「5月定例会日程(案)」についても、既に公開しております。」…ですが⇒5月定例会日程(案)のHPの更新を4月28日にされていますが、⇒市HP(Top頁)の“新着更新情報”には、掲載がされていません。⇒5月定例会日程は、市HP(Top頁)の“新着情報”にいつ掲載をされたのか、教えて頂けますでしょうか？。 ⇒添付画像。D09-2。上: 9月定例会日程、4月9日新着更新情報。下: 5月定例会日程、4月28日HP。右: 5月定例会日程、4月28日の新着更新情報に掲載なし 3) 今後の市議会の定例会日程(案)を、市HP(Top頁)の“新着情報”への掲載された私の記憶は、9月定例会日程のみでそれ以外は今まで記憶がありません。⇒もし、掲載が不規則であれば、議会事務局への不信感につながりかねません。来年は、地方議会の選挙があります。※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ※写真については、公表していません。	1) 2)について 「令和8年(2026年)5月定例会日程(案)」については、令和7年12月23日に新着情報に掲載するよう事務処理を行いました。 3)について 令和8年4月28日付けの当該ページの更新については、2定例会先までの定例会日程(案)をホームページに掲載している旨を追記するためのものであり、当該ページは既に一度新着情報に掲載しているため、改めての掲載はしていません。 本市ホームページにおける新着情報の掲載に当たっては、今後は市民の皆様にとって分かりやすく、誤解を招かない表記となるよう努めてまいります。	議会事務局	R8.5.8	R8.5.21

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	吹田市プレミアム商品券の 利便性向上 ツールのご提案	吹田市ご担当者様 突然のご連絡失礼いたします。 市内在住の〇〇と申します。 現在実施されている「吹田市プレミアム付商品券」について、利用者目線で利便性を高める目的で、非公式ではありますが検索ツールを作成いたしました。 本ツールでは ・店名検索 ・ジャンル検索 ・エリア検索 などが可能で、利用者が店舗を探しやすくなる設計としています。 実際に使用してみて、「公式情報はあるが探しにくい」という課題を感じ、改善案として制作いたしました。 もしご確認いただき、市民サービス向上の一助として活用の可能性があれば幸いです。 必要であれば、データ提供方法や改善点など柔軟に対応可能です。 お忙しいところ恐れ入りますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。	本事業の対象店舗につきましては、対象店舗の新規登録や辞退による除外等が日々発生しているため、変更情報を確認したうえで、PDFに出力し対象店舗リストへの反映を行っております。 利便性の向上を図るために、従来掲載していた五十音順の対象店舗リストのほかに地域別に並べた対象店舗リストの公開についても5月20日(水)に行いました。 本事業については受託事業者が決まっているため、作成いただきました検索ツールを市として利用することはできませんが、市民サービス向上の一助とするための参考として拝見させていただいております。 以上、どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.5.7	R8.5.22

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	D12-2。道路の雨水桝・横断側溝に土砂が堆積、他。計6か所の情報提供。	1) 標題について、4月24日に投稿。5月7日に回答を頂きましたが、(3)のトヨタ新大阪店舗前の雨水桝に土砂…についての回答が「当該雨水桝を確認したところ、府道及び国道沿いの雨水桝であったため、茨木土木事務所に清掃の依頼をしました。」 ⇒私は、トヨタ前(入り口は、店舗の東側)であり、国道(内環状線)では無く、吹田市道(泉町13号線)の側溝の雨水桝内に土砂が堆積により投稿しております。⇒茨木土木事務所に取り消しの連絡をされた方が良いと思います。 ⇒添付画像。D12-2。雨水桝に土砂堆積。トヨタ新大阪の前。⇒歩道は有りません。内環状線には歩道が有ります。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ。道路室の路線図(泉町13号線)。投稿前に確認しております。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ前・東側。グーグルMap。矢印。 ・確認をされた…との回答を頂いておりますが、1枚目の画像の店舗前には、歩道が無いことから国道ではありません。 2) 下水道部の施設管理図面担当の方へ。1枚目の画像の店舗前の雨水桝には、横断管路が有りますが、下水道図には表記されていません。確認されたし。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ前。下水道図。横断管路の表記なし。 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) について ご指摘いただきありがとうございます。 トヨタ前と記載があり、添付の写真を国道(内環状線)にある歩道の雨水桝と誤認しておりました。申し訳ございません。 ご指摘の雨水桝について再度現地の確認を行ったところ、現在機能を有しておらず不要であることから、閉塞及び雨水桝(泥溜)撤去工事をさせていただきます。 工事までの期間については準備等により期間を要しますことをご了承ください。 (担当:道路室) 2) について 下水道部管理の桝及び横断管路では無いため、下水道台帳(下水道図)に記載しておりません。 (担当:管路保全室)	道路室、管路保全室	R8.5.11	R8.5.22
35	プレミアム商品券について	プレミアム商品券の施策は家計負担の緩和もその目的のはずであるが、paypay必須となっているのは、paypayを利用していない者にとっては不公平ではないか？市の施策としては、遍く者が利用できるやり方を採用すべきではないか？	本事業については、物価高騰の影響を受ける市民生活の消費の下支えを通じた地域経済の活性化を目的として、実施するものです。 決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す制度条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.5.15	R8.5.22
36	吹田市内の公立中学高校の課外活動の遠征で、交通手段についてのルールを知りたい。	磐越道の事故の件で、高校が課外活動の遠征で、事故発生の原因が、顧問の同乗がなかったことが非難されています。大阪府、実家の教育委員会、また私の所属する〇〇の論文で、吹田市の学校の課外活動における、遠征の際の、決まりについて記述をするために、本件、吹田市内の公立学校における課外活動の遠征時の交通機関に関するルールを知りたく、どこの部署を訪ねればよいか、教えてください。また、この文献について、図書館などで閲覧(既に終了)以外で、大阪府や教育委員会の資料の名称も教えてください。	本件に関する問い合わせ先は当室となりますが、高等学校については所管外となりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。 本市部活動に係る資料といたしましては、吹田市教育委員会「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」(平成30年12月)がございします。市ホームページにて閲覧可能ですので、一度ご確認いただければ幸いです。 <URL> https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018299/1018300/1003780.html	学校教育室	R8.5.13	R8.5.26

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	D03-2。市HP「令和7年度(2025年度)監査結果報告書を公表しました」の内容に提言	標題について、標題のサイト内の過去の監査報告書(令和6年度～令和2年度)の監査委員のお名前が4名ですが、⇒吹田市監査委員に関する条例の定数は、5人であることから4月8日に投稿。4月20日に回答を頂いております。⇒日にちが経過しておりますが、提言です。【市回答-4/20(部分・要約)】監査委員の定数について市条例の5人の背景説明。4名での運用は、当時の委員のうち1人が任期満了になった事によるもの。以後の運用は、地方自治法第 195 条の規定の4人により、法定の数を満たす範囲において市の裁量で柔軟に運用しております。 1)しかし、市条例第2条で監査委員の定数について5人と定めが有るのに、4人での運用が長年続いて(推測:10年以上)、常態化の現状。個人的には違和感を感じますので、市条例の改正(5人⇒4人)が必要と思います。 ⇒添付画像。D03-2。吹田市監査委員に関する条例。定数5人(部分) ⇒添付画像。D03-2。吹田市監査委員からの回答-4/20。(部分) 2)公認会計士の資格を持つ委員の選任について、現在。「第3条に、議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。」…明記されており、同様に「公認会計士の資格を持つ委員または、識見者」の付記が必要と思います。 ※吹田市には、多くの条例が制定されており、上記のように条例と異なる運用について、他の条例についても同様の場面が??…と思われる市民の中で、市行政への疑心暗鬼につながった場合には、吹田市の信頼度の低下が懸念されます。 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認願う)の記載をお願いいたします。※前回の回答に、記載が有りませんでした。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 監査委員の定数に関する取扱いについては、4月20日付8吹監第29号において回答しましたとおりであり、現時点では定数に係る条例改正を行う予定はございませんが、今回の提言については御意見として承ります。 2)について 監査委員の選任については、地方自治法第196条において「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。」と要件が定められており、条例の規定において資格要件を重ねることは、同法の適用範囲を狭めることになるため考えておりません。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、本件に係る供覧先への回付月日は、5月13日であることを市民部市民相談室に確認しております。	監査委員事務局	R8.5.13	R8.5.26

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	ゴミやタバコの ポイ捨てにつ いて	3月に別の県から引っ越して来ましたが、歩いていて気になることが、ゴミの多さです。子供が保育園に通う通園の道だけでも毎日タバコの吸殻が20個くらい落ちています。誰も掃除をしていないのでしょうか？吹田市でゴミ拾いのスタッフを用意することは出来ないのでしょうか？ 子供がいてよく公園に行きますが、砂場に駄菓子のごみが埋まっていたり、タバコの吸殻が落ちていたり、すごく残念な気持ちになります。 吹田市に引っ越してきて、歩きタバコが多いことも気になりました。道を歩いていると常にタバコの臭いがします。 吹田市で何か対策は出来ないのでしょうか？ 歩きタバコ禁止などの張り紙などでは、効果がないと思うので、もっと厳しくすることは出来ますか？ 治安がいいと言われている吹田市を選んで引っ越してきたので、すごく残念です。	道路のゴミについて 市内一円の道路清掃業務は定期的に行っているほか、道路パトロールにより道路上の不具合等については点検し、必要に応じて対応はさせていただきます。 道路上全てが常に綺麗に保たれていることが望ましいとは考えておりますが、日々で発生するゴミやたばこの吸い殻に即座に対応できる体制を整えるのは人やコストの観点から困難なものです。 なお、道路の通行を妨げるようなゴミが放置されているような状況がございましたら、道路室 維持補修グループ(06-6831-9371)までご連絡いただきますようお願いいたします。 また、上記の観点からゴミ拾い専門のスタッフを用意することは出来ないものです。 (担当:道路室) 公園のゴミ・タバコの吸い殻について 公園は幼児から高齢者までの幅広い年代の方が体を動かしたり、遊んだり、休養したり様々な利用をする場所です。 しかしながら、ごみやタバコのポイ捨ては、公園利用者のマナーに頼る部分があり、苦慮している状況です。 注意を促す看板の設置を行い、注意喚起を継続してまいります。 (担当:公園みどり室) 吹田市としての対策について 吹田市環境美化に関する条例にもとづき、市内全域で歩きたばこ及びごみのポイ捨てを禁止するとともに、乗降客数の多い駅周辺の市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 受動喫煙対策については、市内を巡回している路上喫煙防止啓発員本市では、従来から規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで受動喫煙防止に努めてきました。 今後とも活動を継続してまいります。 (担当:環境政策室)	道路室、公園みどり室、環境政策室	R8.5.13	R8.5.26

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	古江台3丁目の公道にナガミヒナゲシが生えていました、除草をお願いします	日頃より景観を保守する活動をしていただきありがとうございます。 今回お願いしたい件につきまして、市が景観形成地区として指定している古江台3丁目(1)の公道沿い(具体的には、図書館・グリーンプレイスの駐車場の入り口付近)に「ナガミヒナゲシ」の花を確認しました。 既にいくつかのメディアでも報道されていますが、この花は傷をつけると皮膚がかぶれる恐れがある他、爆発的な繁殖力により周辺の草花の景観及び生態系に損害を与える可能性があります。 阿片法により栽培が禁止されている「アツミゲシ」ほど危険な植物ではありませんが、放っておけばおくほど翌年からの生息域が大きくなる可能性があります。 お手数ですが、今一度除草に伺ってくださるとうれしいです(除草機の使用は種をまき散らす原因になるためお勧めできないとのことです)。	申出人に場所の詳細を確認し、除草(手刈り)を行いました。	道路室	R8.5.19	R8.5.26
40	子どもの病児保育利用について	現在2人の子どもの母です。 育休取得後この4月から仕事に復帰しました。 当然のことながら、子どもは園で風邪などもらってきて病児保育を利用することになったのですが、医師に記入してもらう連絡票は3枚複写である必要はあるのですか？ その1枚だけに、利用したい時に、調子が悪い子どもと用紙を取りに行き、病院で書いてもらいという2度手間が発生します。 他市ではPDF、エクセル対応で、自分でも印刷できます。改善求めます。	本市の病児保育事業における医師連絡票につきましては、医療機関、病児・病後児保育室、吹田市医師会に対して同内容で診療情報の提供を行う必要があることから、3枚複写の様式を使用しているところでございます。 ご指摘のとおり、ご自身で印刷ができない様式であることから、病児保育利用時にご負担をおかけしており、申し訳ございません。 お手続きの負担軽減に向け、他市の取扱いについて調査を行い、複写書類の見直しを検討してまいります。 以上、よろしくお願いいたします。	保育幼稚園室	R8.5.19	R8.5.26
41	D23-「改正旅券法が成立。パスポート申請手数料が7月から引き下げ」について提言。	標題について、改正旅券法が4月24日に成立。「7月1日申請分からの窓口申請手数料が、現行の1万6300円から9300円となる」の報道がされてから1か月近くなりますが、吹田市パスポートセンターのサイトは、まだ更新がされていません。⇒夏休み時期を控えて速やかに、タイムリーに市民への周知が必要。 ⇒添付画像。D23-Yahoo-パスポート手数料引き下げ。改正旅券法成立。4月24日。(部分) ⇒添付画像。D23-パスポート手数料改定「窓口が大変混みあいます」茨木市。4月21日。(部分) ⇒添付画像。D23-パスポート手数料の引き下げ。吹田市HP。5月14日⇒未。(3月26日)(部分) ⇒添付画像。D23-Yahoo。円安も何のその。GWに関空から海外へ向かった日本人は去年の同じ時期と比べ10%増加。5月19日 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ※投稿に対する回答時のメールの件名の冒頭に、“D23”の付記を願います。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘の件につきまして、ホームページの掲載内容を更新いたしました。 今後も市民の皆様にとって、必要な情報の掲載に努めてまいります。	市民室	R8.5.20	R8.5.28

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	市が活動補助金を出している団体が適切な運用をされているか、の情報公開について	いつも市民団体に活動補助金などの援助をして下さり、ありがとうございます。 近くに、会則に定められた役員構成や会議をしていない団体があるように思われました。 また、会則や長などの情報開示に後ろ向きな団体も見うけました。 市が活動補助金を出している団体が適切な運用をされているか、について、市は ・会則など、どのような情報をもとにして助成されているか、 - 活動結果として、市は ・団体の決算書 ・活動報告書 ・会議歴 ・役員一覧 など、どのような情報の提供を求めていますか。 また、納税者の市民には、個人情報を除いて、どのように情報を取得することが可能か、について教えて下さい。	吹田市自治会活動補助金について回答します。 まず、交付申請につきましては、①吹田市自治会活動補助金交付申請書(様式第1号)②当該年度の活動計画書(任意様式)③当該年度の活動予算書(任意様式)④地区連合自治会自治会加入自治会一覧表(任意様式)を提出していただき、当該年度の各単一自治会からの自治会長届と併せて審査し、交付額を決定しています。 実績報告につきましては、①吹田市自治会活動補助金実績報告書(様式第4号)②当該年度の活動報告書(任意様式)③当該年度の決算報告書(任意様式)④補助対象事業の領収書の写しを提出していただき、これらに基づき交付額を確定・精算し、返金が必要なものは返金していただいております。 以上の情報を取得する手段につきましては、各団体が任意で提供していただいている例もあろうかと存じますが、吹田市情報公開条例に基づく公文書公開請求をしていただくことも可能です。 以上、よろしくお願いいたします。	市民自治推進室	R8.5.18	R8.5.29